

新規就農者確保対策事業

1 目的

鷹栖町農業の持続的発展を図るため、新たに就農する者が必要とする経費の一部に対し補助を行ない、次代の本町農業を担う意欲ある農業者を育成・確保します。

2 対象者

18歳以上45歳未満で、かつ、本業として本町農業に新規に参入しようとする者又は本町農業者の経営を受け継ぐ当該農業者の子弟を対象とします。ただし、旧新規就農者・農業後継者確保総合対策事業対象者を除きます。

3 事業内容

事業区分	内 容	助 成 額 等
就農支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 鷹栖町内で農作物の栽培技術等の習得を図る新規就農者に助成します。 助成期間は認定後3年以内。 	奨励金として200千円/年を助成 当該年度就農状況確認後、助成するものとし、概算払いは行ないません。
学校研修	<ul style="list-style-type: none"> 北海道立農業大学校が行う研修事業や本大学校が委託する研修事業への参加に係る経費に対し助成します。 	8/10以内
実習研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者が、農業技術・経営を習得するため、指導農業士等で行う研修を支援します。 ※研修期間；原則6か月/年以上 ※対象期間；研修開始～就農後3年以内 	※1人受入の場合 100千円/月 ※2人以上受入の場合（夫婦で研修） 150千円/月 を受入農家に助成
	<ul style="list-style-type: none"> 短期間の農業体験を受け入れた農家に対して助成します。 	受入農家に対し、1人あたり3千円/日を支給
法人研修	<ul style="list-style-type: none"> 就農希望者が農業生産法人で行う実習研修を支援します。（期間は3年以内） ※農の雇用を利用した方は、その事業を含む3年以内の助成期間とします。 	農業生産法人が、研修生に支払う賃金に対し、町はそのうち原則2/3を農業生産法人に助成（上限額100千円）
資格取得	<ul style="list-style-type: none"> 農業簿記 ・ 機械整備士 ・ 大型免許 大型特殊免許 農業経営に特に必要と認められる資格 対象要件は研修2年目から完了の後5年以内までの期間 	1/2以内 ※助成額は千円未満切捨て
家賃助成	<ul style="list-style-type: none"> 町内の賃貸借住宅に入居する研修生、就農者及び後継者の家賃を助成します。 ※対象期間；研修期間～就農後3年以内 	家賃の1/2以内 ※研修期間；上限20千円/月 ※就農後；上限10千円/月
経営基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 就農支援事業認定時から完了後3年以内に取得した機械施設に係る資金返済について助成します。 <条件> 補助対象融資限度額：2千万円以内 対象事業：就農支援事業認定時から完了後3年以内に取得した機械施設 対象資金：制度資金で償還期間は10年以内 	当該償還期間の半数を超えない範囲内で、当該年償還元金の1/4以内を助成します。

4 申請手続

- 随時受付していますので、役場産業振興課農業振興係に申請書を提出してください。新規就農者確保対策事業審査会で審査のうえ、対象の可否について決定します。